

(3) 各課程ごとに求められる教育

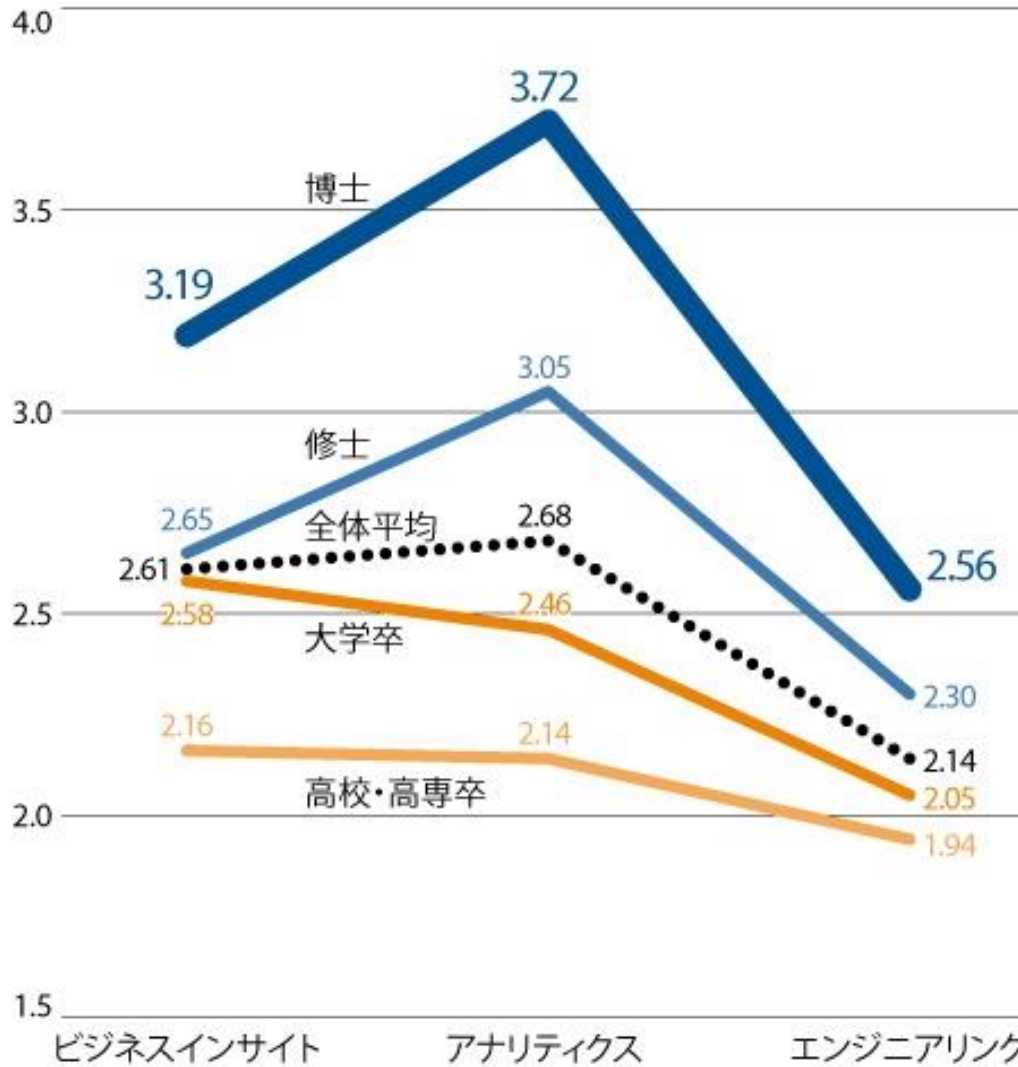
①博士号取得者に対する期待・評価

■ 博士号取得者への期待

博士号取得者は全ての領域で高評価

図A 最終学歴とスキルレベルの関係分析と得られた示唆

n=325

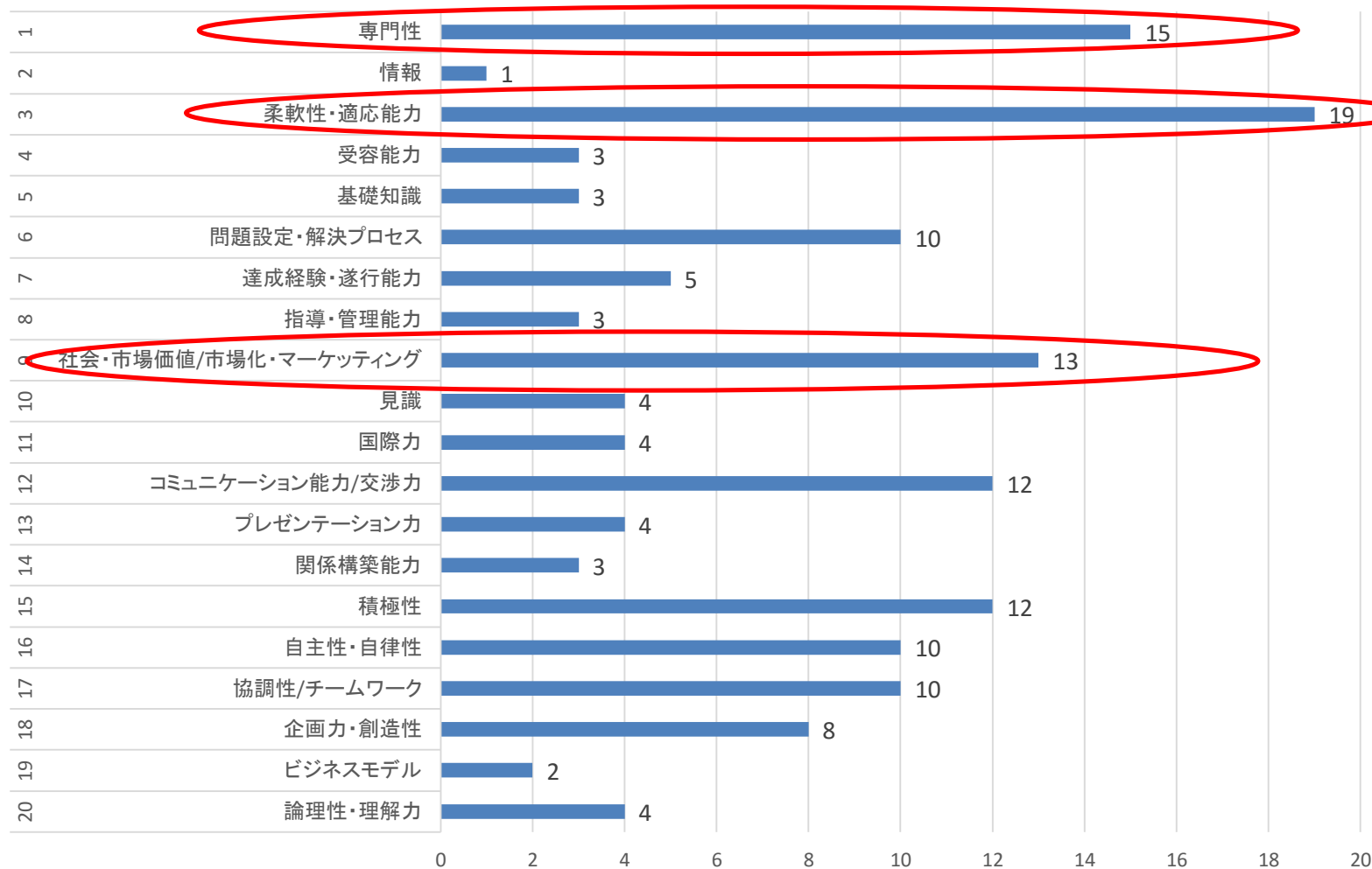


スキル平均値は、ビジネスインサイト（11問）、アナリティクス（12問。一部設問はエンジニアリングと共通）、エンジニアリング（13問。一部設問はアナリティクスと共通）の平均値を算出（小数点第2位まで）。数値は、5：経験を基に他者を指導できる、4：独力でできる、3：サポートを得られればできる、2：経験はないが知識はある、1：経験も知識もない、をそれぞれ表す。

※日本国内で就業するデータ利活用人材を対象にアンケートを実施し、325人からの回答を集計
 出典：日経コンピューター平成29年2月16日 掲載
 (ITスキル研究フォーラム「データ利活用人材実態調査」)

企業が博士人材に期待する能力やスキル

- 「柔軟性・適応能力」、「専門性」に加え、「社会・市場価値」を判断できる能力を求める割合が高い。
- 調査報告書上の考察においては、企業は専門性自体は評価しているものの、現在の専門性に固執することはそれ以上に求められる「柔軟性」を阻害することにならないか、懸念がみられる旨言及されている。

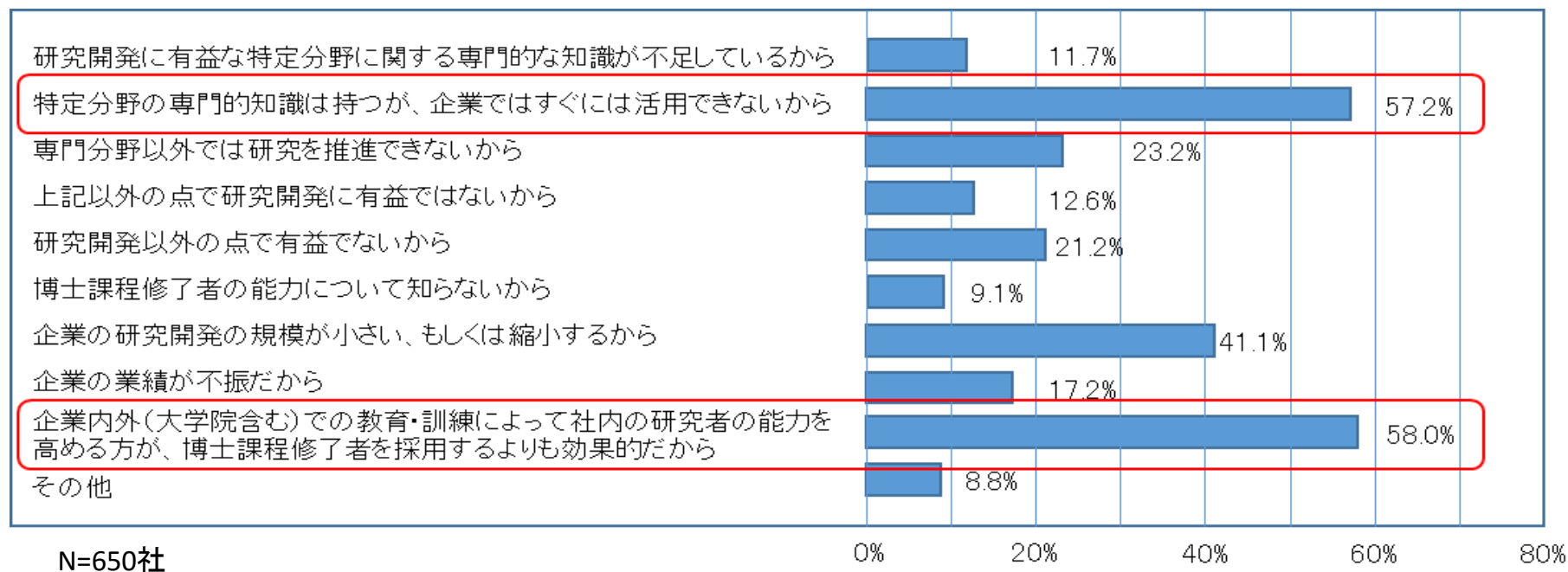


※企業25社に対するインタビュー議事録の再分析により、意見を抽出

出典：科学技術・学術政策研究所「博士課程在籍者のキャリアパス等に関する意識調査 -フォーカス・グループ・インタビューからの考察-」2017年9年

民間企業が博士課程修了者を研究開発者として採用しない理由

- 研究開発者として、過去5年間に民間企業が博士課程修了者を採用しない理由としては、「企業内外(大学院含む)での教育・訓練によって社会の研究者の能力を高める方が効果的だから」、「特定分野の専門的知識を持つが、企業ではすぐには活用できないから」という回答が多い。



※本調査の対象は、研究開発を実施しており、かつ 資本金1億円以上の企業であること。

※過去5年間に博士課程修了者の採用実績のない企業のうち、博士課程修了者を研究開発者として採用しない理由として、「採用する必要がない」、「採用する必要があるが、募集(採用活動)を行わなかった」、「応募があったが、不採用とした」と回答した企業を対象として調査。なお、研究開発者を採用していない企業も調査対象に含む。

取得学位別学生の採用後の企業の評価

- 企業の博士号取得者に対する採用後の印象は、総じて学士号・修士号取得者より上回っており、「期待を上回る」「ほぼ期待通り」と回答した企業の割合は約8割。

学生の採用後の印象

A. 学士号取得者



B. 修士号取得者



C. 博士号取得者



※文部科学省「平成19年度民間企業の研究活動に関する調査報告」より科学技術・学術政策研究所が作成。924社より回答のあった結果をとりまとめたもの。

出典：科学技術・学術政策研究所「民間企業における博士の採用と活用」(2014年12月)

② 専門職大学院

■ 専門職大学院を置く大学数及び専攻数

- 専門職大学院数は減少傾向にある。
- 専門職大学院の専攻分野のうち、「教職大学院」が約3割、「法科大学院」が約2割を占める。

※文部科学省調べ

H30.5.1現在

年度別専門職大学院数

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
130校	128校	128校	124校	122校	114校	117校	122校	119校

分野別専門職大学院数 (H30)

分野	国立		公立		私立		株立		専攻数 合計	大学数 合計
	専攻数	大学数	専攻数	大学数	専攻数	大学数	専攻数	大学数		
ビジネス・MOT	11	11	3	3	14	14	1	1	29	29
会計	2	2	1	1	8	8	1	1	12	12
公共政策	5	5	0	0	2	2	0	0	7	7
公衆衛生	3	3	0	0	2	2	0	0	5	5
臨床心理	2	2	0	0	4	4	0	0	6	6
法科大学院	16	16	2	2	21	21	0	0	39	39
教職大学院	47	47	0	0	7	7	0	0	54	54
その他	1	1	4	3	11	10	1	1	17	15
合計									169	119

※ 1の大学で複数の専攻を設置している場合があるため、各分野の大学数の合計は全大学数の合計とは一致しない。

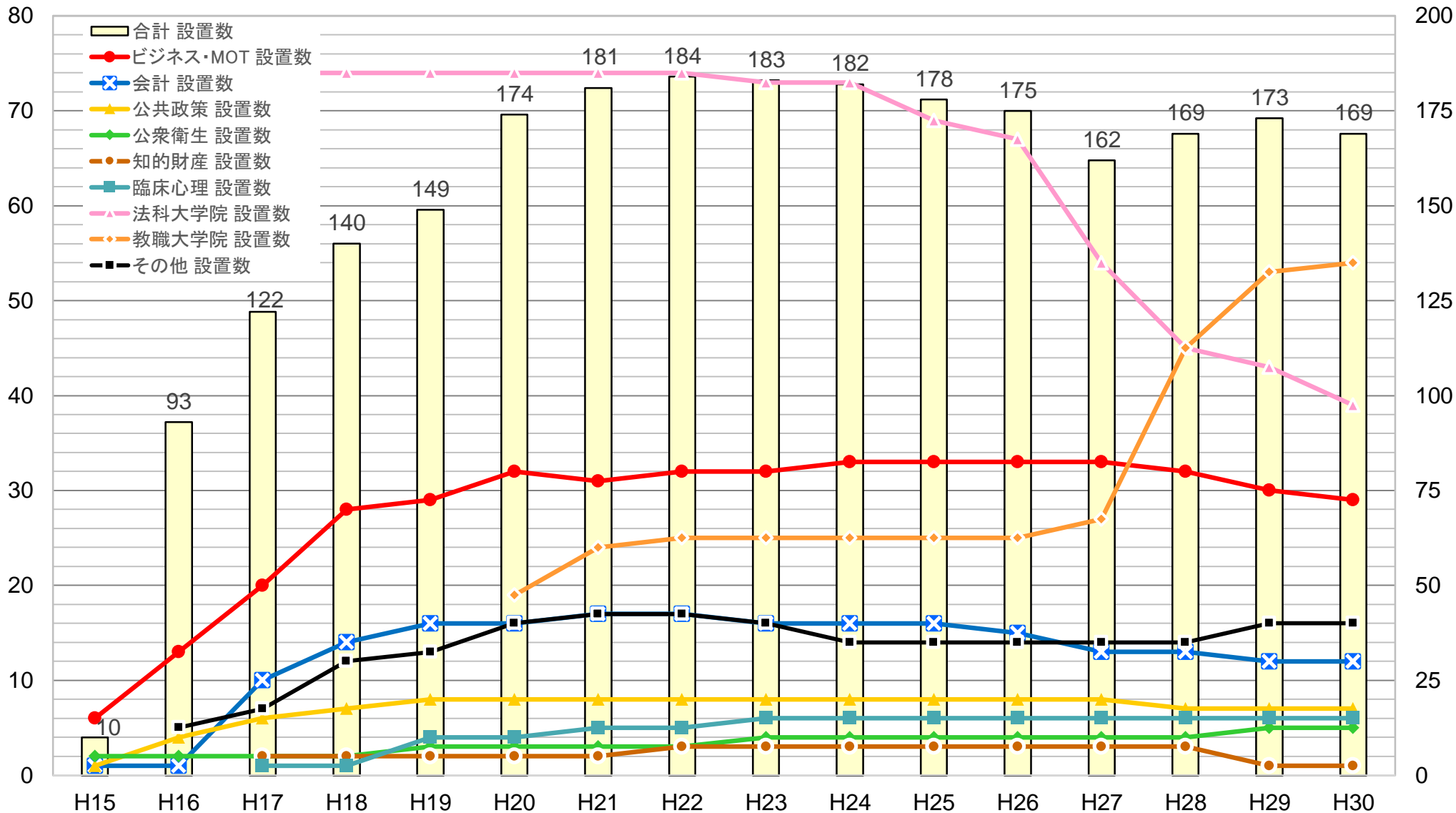
※ 平成30年度より学生募集停止中の大学・専攻は除く。

※ 知的財産分野の1専攻はその他に計上している。

分野別専攻数推移

● 分野別専攻数においては、法科大学院設置数は減少傾向にあり、教職大学院設置数は増加傾向にある。

(単位: 専攻数)



※文部科学省調べ H30年5月1日現在の状況
 ※平成30年4月からの募集停止を表明している大学は除く

専門職大学院の入学者数及び在学者数推移

- 法科大学院への入学者数は大きく減少している。
- 専門職大学院の在学生のうち、社会人学生が約5割を占める。

専門職大学院への入学者数

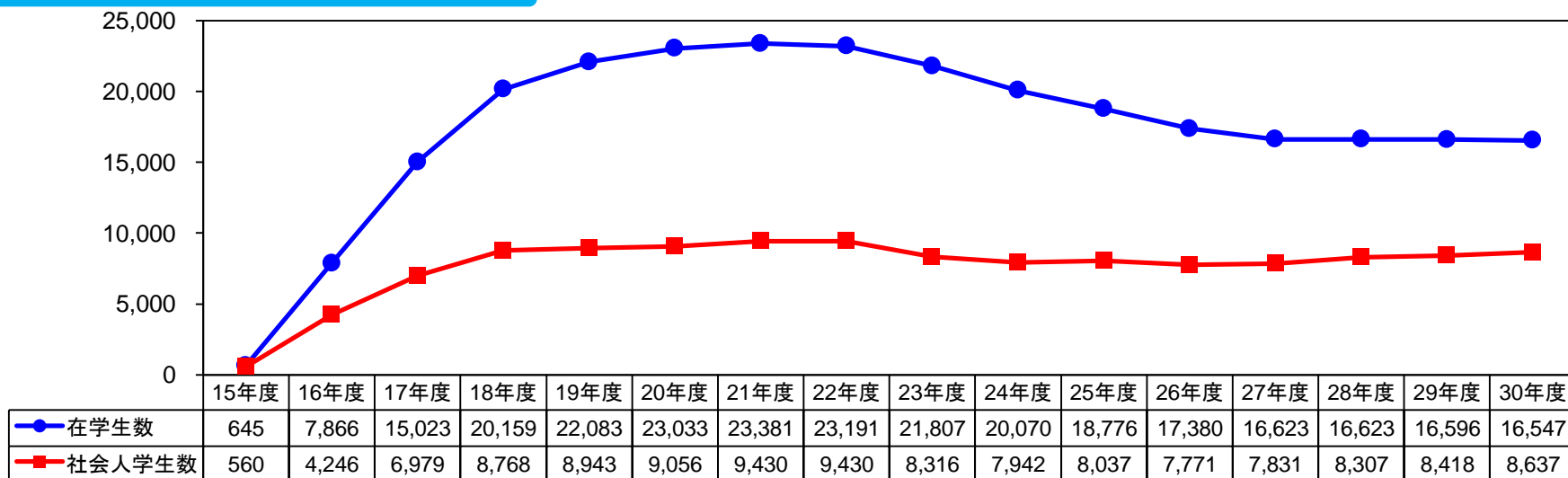
※文部科学省調べ

H30.5.1現在

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
入学者数	8,214人	8,274人	7,720人	7,312人	6,707人	6,883人	6,999人	7,033人	7,158人
(内訳)									
ビジネス・MOT	1,929人	1,861人	1,995人	2,085人	2,119人	2,274人	2,397人	2,300人	2,532人
会計	841人	801人	645人	561人	441人	465人	485人	485人	521人
公共政策	373人	310人	308人	321人	275人	300人	263人	276人	234人
公衆衛生	82人	87人	89人	103人	99人	96人	101人	149人	131人
知的財産	143人	131人	118人	108人	82人	82人	63人	39人	31人
臨床心理	126人	124人	121人	128人	117人	106人	123人	115人	111人
法科大学院	4,122人	3,620人	3,150人	2,698人	2,272人	2,201人	1,857人	1,704人	1,621人
教職大学院	806人	767人	782人	803人	772人	874人	1,217人	1,343人	1,370人
その他	598人	573人	512人	505人	530人	485人	493人	622人	607人

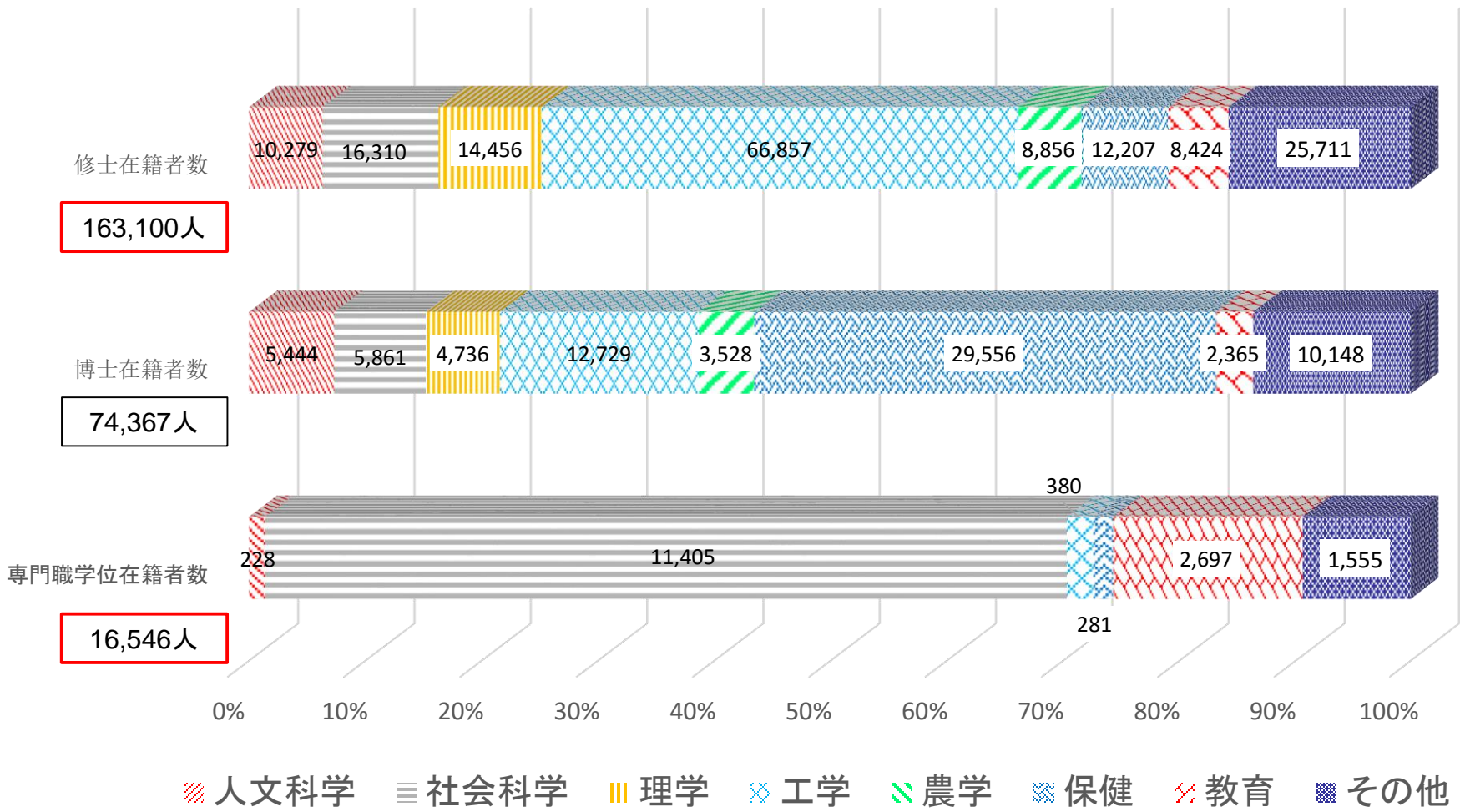
在学者数の経年変化

出典：学校基本統計（学校基本調査報告書）



■ 分野別大学院生数

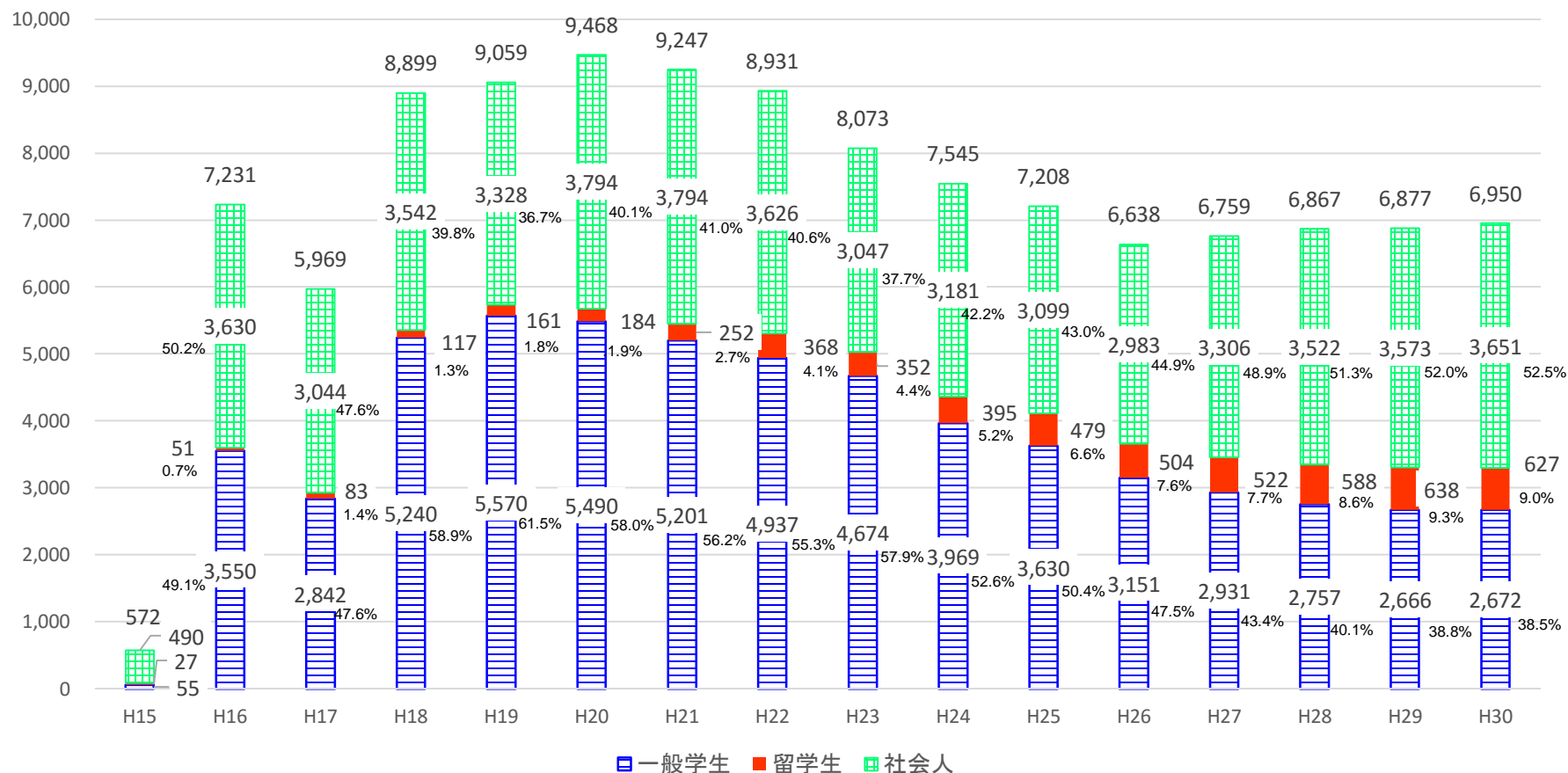
・ 大学院全体として、専門職学位課程に在籍する者は修士課程に在籍する者の約 1 割である。



出典：平成30年度学校基本統計

■ 専門職大学院入学者の推移

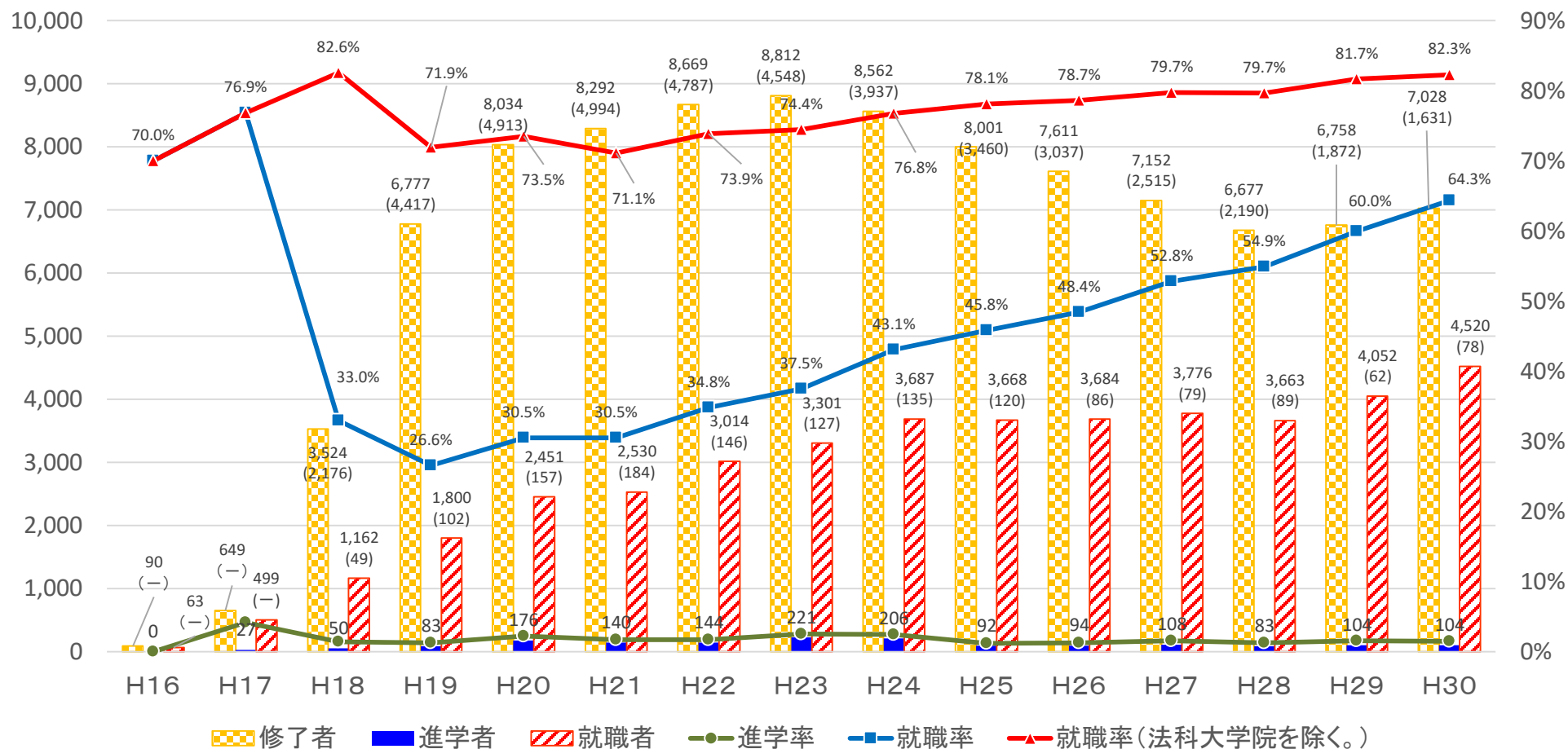
●平成15年度より創設された専門職大学院では、開設後10年程度は大幅な増加や減少があったが、ここ5年程度は一般学生、留学生、社会人の比率はほぼ一定で推移している。平成26年度以降で見ると、一般学生は緩やかに減少傾向にあり約4割を占め、留学生は全体の1割未満ではあるものの増加傾向にある。社会人学生は約5割を占め微増を続けており、全体としては微増傾向にある。



出典: 学校基本統計

■ 専門職大学院修了者数、進学者数及び就職者数の推移(全体)(5月時点)

- 専門職大学院は平成16年度に初めて修了者が出て以降、就職者数と割合は増加傾向にある。
- 法科大学院修了者は数が多く、また、試験準備等で就職者とならない割合が高いため、参考として括弧内に示している。近年は法科大学院修了者の減少が進み、また、専門職大学院全体の就職率が6割を超えるようになっている。
- 平成30年度では、専門職大学院全体での就職者数は約6割、修了者数の23%が法科大学院修了者であり、これを除いた就職率は8割を超える。



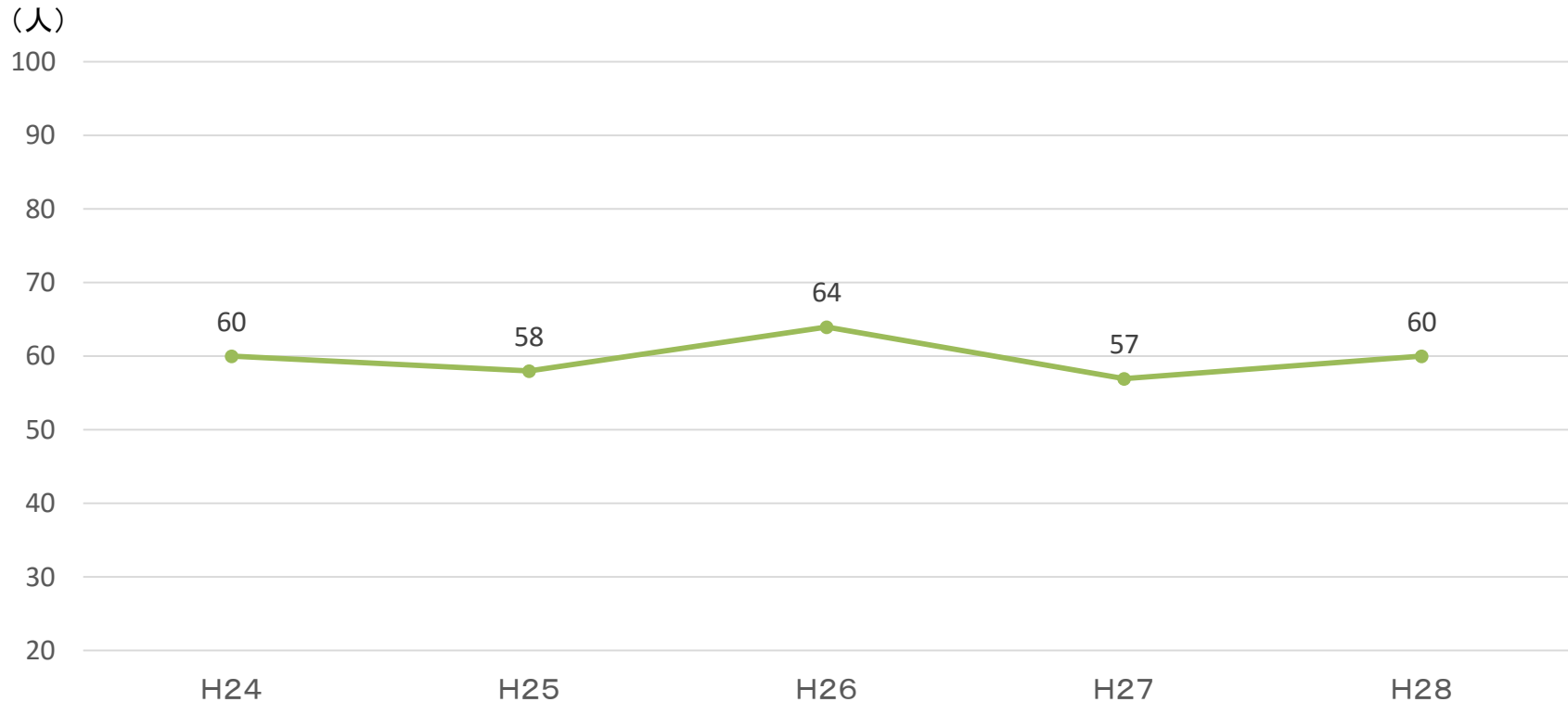
■ 修了者
 ■ 進学者
 ▨ 就職者
 ● 進学率
 ■ 就職率
 ▲ 就職率(法科大学院を除く。)

(注)・就職者とは、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いた者をいう。また、有職者も就職者にカウントしている。

・括弧内の数値は、参考として法科大学院における該当者の数を示す。出典: 学校基本統計

■ 専門職大学院から博士課程への進学者数

- 専門職大学院から博士課程への進学者数は、横ばいであり、割合は1%未満で推移している。



	H24	H25	H26	H27	H28
修了者数	7,889人	7,653人	7,156人	6,619人	6,878人
うち博士課程への進学者数	60人	58人	64人	57人	60人
博士課程への進学者割合	0.76%	0.76%	0.89%	0.86%	0.87%

■ 年度別教員数推移

※文部科学省調べ ※平成30年度の法科大学院教員数については調査未了のため「-」としている。
 ※法科大学院については実務家教員の博士学位取得状況について調査を行っていないため、「-」としている。

	平成28年度						平成29年度						平成30年度					
	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	実務家教員の博士学位取得状況 人数(割合)	専任教員うちダブルカウント教員数	ダブルカウント教員比率	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	実務家教員の博士学位取得状況 人数(割合)	専任教員うちダブルカウント教員数	ダブルカウント教員比率	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	実務家教員の博士学位取得状況 人数(割合)	専任教員うちダブルカウント教員数	ダブルカウント教員比率
ビジネス・MOT	611	347	56.8%	110 (31.7%)	125	20.5%	627	371	59.2%	119 (32.1%)	122	19.5%	636	368	57.9%	138 (37.5%)	127	20.0%
会計	190	82	43.2%	11 (13.4%)	50	26.3%	183	81	44.3%	12 (14.8%)	47	25.7%	169	76	45.0%	12 (15.8%)	47	27.8%
公共政策	114	41	36.0%	13 (31.7%)	47	41.2%	106	37	34.9%	11 (29.7%)	48	45.3%	106	37	34.9%	12 (32.4%)	48	45.3%
公衆衛生	73	25	34.2%	22 (88.0%)	50	68.5%	90	34	37.8%	30 (88.2%)	47	52.2%	90	36	40.0%	33 (91.7%)	64	71.1%
知的財産	35	26	74.3%	6 (23.1%)	5	14.3%	17	16	94.1%	3 (18.8%)	0	0.0%	12	11	91.7%	2 (18.2%)	0	0.0%
臨床心理	51	24	47.1%	9 (37.5%)	14	27.5%	51	24	47.1%	9 (37.5%)	17	33.3%	52	23	44.2%	10 (43.5%)	20	38.5%
その他	242	121	50.0%	30 (24.8%)	4	1.7%	272	141	51.8%	35 (24.8%)	5	1.8%	276	137	49.6%	34 (24.8%)	5	1.8%
法科大学院	1,331	430	32.3%	-	284	21.3%	1,128	350	31.0%	-	300	26.6%	-	-	-	-	-	-
教職大学院	735	341	46.4%	21 (6.2%)	117	15.9%	882	410	46.5%	18 (4.4%)	134	15.2%	913	430	47.1%	22 (5.1%)	161	17.6%
合計	3,382	1,437	42.5%	222 (15.4%)	696	20.6%	3,356	1,464	43.6%	237 (21.3%)	720	21.5%	-	-	-	263 (23.5%)	-	-
合計 (法科・教職除く)	1,316	666	50.6%	201 (30.2%)	295	22.4%	1,346	704	52.3%	219 (31.1%)	286	21.2%	1,341	688	51.3%	241 (35.0%)	311	23.2% 63

■ みなし専任教員について

- 実務家教員のうち、3分の2の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年間につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとしていた。
- しかし、各分野によって活用状況は様々で、ほとんど置いてない分野も存在する。
- この一つの原因として、最新の知識を有する「第一線で活躍する」実務家は極めて多忙であり、前期・後期に1コマに加えて、半期の1コマ又は集中講義等への対応が必要となる「年間6単位」との条件では、優秀な実務家教員を十分に確保することができないとの課題があった。
- そのため、中教審専門職大学院WGの検討において、年間に担当すべき授業科目を「4単位」とすることが適当であるとされたことを踏まえ、告示の改正を行い(平成30年4月1日施行)、担当科目数を6単位から4単位へ緩和した。

①必要な専任教員

1)当該分野の修士課程の研究指導教員数の1.5倍+研究指導補助教員
又は
2)修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算定される収容定員の数(小数点以下の端数は切り捨て)につき1人の専任教員を配置
(告示53号第1条第1項)
※1)2)のいずれか多い方の数

②実務家教員

必要専任教員数のうち、3割は実務家教員を配置
(告示第53号第2条第1項)
※法科大学院は2割、教職大学院は4割の実務家教員を配置
(告示第53号第2条第3項、第5項)

研究者教員

③他の課程との兼務(ダブルカウント)

学部専任教員又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位課程を担当する教員の兼務が可能。
(修士課程、博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程に限る。))又は他の専門職学位課程の教員については、当該課程を廃止し、又は当該課程の収容定員を減じてその教員組織を基に専門職学位課程を設置する場合(専門職学位課程を廃止し、又は収容定員を減じる場合)については、教育研究上の目的及び教育課程の編成に重要な変更がある場合に限る。)であって、当該設置から5年を経過するまでの間に限る。
(専門職大学院設置基準第5条第2項)

④みなし専任教員

実務家教員のうち、3分の2(端数は四捨五入)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年間につき4単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。
(告示第53号)第2条第2項

(参考)教員数(平成30年5月1日時点)

	全教員	研究者教員	実務家教員	みなし専任教員	みなし専任活用専攻数
ビジネス・MOT	636	268(42.1%)	368(57.9%)	47(7.4%)	14/35専攻
会計	169	93(55.0%)	76(45.0%)	25(14.8%)	8/12専攻
公共政策	106	69(65.1%)	37(34.9%)	3(2.8%)	2/7専攻
公衆衛生	90	54(60.0%)	36(40.0%)	0(0.0%)	0/5専攻
知的財産	12	1(8.3%)	11(91.7%)	1(8.3%)	1/3専攻
臨床心理	52	29(55.8%)	23(44.2%)	1(1.9%)	1/6専攻
その他	276	139(50.4%)	137(49.6%)	27(9.8%)	6/16専攻
法科大学院	-	-	-	-	-
教職大学院	913	483(52.9%)	430(47.1%)	116(12.7%)	36/54専攻

※1 括弧内は全教員数に対する割合を指す。

※2 法科大学院教員数については調査未了のため「-」としている。

※3 学生募集停止中の専攻を含む。

※4 文部科学省調べ

(人)

■ 専門職学位課程における研究指導について

「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」(抜粋)
(平成28年8月10日 中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ)

II. 具体的改善方策

2. 教育課程等

(2) 社会人に対する柔軟で多様な教育機会の提供

○社会のニーズが存在することを前提として、国際的な通用性に留意しつつ、高度専門職業人養成を主目的とした博士レベルの専門職学位の検討を行うことが必要である。

●研究指導の状況について(平成30年5月時点 文部科学省調べ)

修士論文のみ	特定課題研究のみ	修士論文及び特定課題研究の両方	その他	どちらも提供していない	合計
15専攻	62専攻	10専攻	23専攻	28専攻	138専攻

※学生募集停止中の大学を含む。法科大学院を除く全138専攻
※「その他」は成果報告書、事例研究等を行っている大学がある



何かしら研究指導を行っている
専門職大学院は8割(110/138専攻)存在する。

●博士レベルの専門職学位課程の創設に関する各大学院からの主な意見(要約)(文部科学省調べ)

- ・修了生から博士課程への進学ニーズはあるものの、既存の研究者養成を目的とした博士課程はそのニーズに合っていないことから創設が望まれる。
- ・優れた留学生を受け入れるためには博士課程の整備は必須であり、高度専門職業人養成を目的とした博士課程の設置は必要である。
- ・海外では経営、公共政策、公衆衛生、看護等といった分野においてアカデミックな博士課程とは別の学位を授与している。既存の博士課程の学位との違いが明確になるようであれば博士レベルの専門職学位があることは望ましい。
- ・専門職大学創設の流れもあり、専門職学位の一貫した制度構築が必要である。今後職業人養成機能の拡充を考えると、博士課程は必要である。
- ・博士レベルの専門職大学院を創設することにより、進学しやすい体制が整えば、専門職大学院への入学者獲得にもつながると考えられる。
- ・博士レベルの学位についてはその高度な専門性や要求される研究能力を考えると、あえて新たな博士課程を創設する必要性を感じない。
- ・専門職大学院の修了者に対する博士課程教育については、すでに職業人養成に特化した博士課程を持っている大学もあり、現行制度で十分に対応可能であると考えられることから、あまり必要性を感じない。
- ・専門職大学院の広まりが限定的である中で新たな学位を創設することは望ましくない。既存の制度の中で高度専門職業人養成ができる仕組みを構築することが必要ではないか。

■ 国内の認証評価機関による認証評価を受けている専門職大学院

専門職大学院は、教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣から認証を受けた**認証評価機関の評価（5年以内ごと）を受けなければならない。**（学校教育法第109条第3項、学校教育法施行令第40条）

専門職大学院に対する認証評価は、専門職大学院の教育水準の向上に資するべく行われるものであり、認証評価機関は、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況の評価を実施する

評価項目としては、教育課程、教員組織のほか、成績評価、修了認定、入学者選抜、管理運営、施設設備、図書等が設けられている

	H25			H26			H27			H28			H29		
	受審数	適合数	不適合数	受審数	適合数	不適合数	受審数	適合数	不適合数	受審数	適合数	不適合数	受審数	適合数	不適合数
ビジネス・MOT	14	14	0	7	6	1	8	7	1	1	1	0	2	2	0
会計	7	7	0	5	4	1	2	2	0	-	-	-	-	-	-
公共政策	2	2	0	1	1	0	2	2	0	1	1	0	1	1	0
公衆衛生	2	2	0	-	-	-	1	1	0	1	1	0	-	-	-
知的財産	1	1	0	2	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臨床心理	1	1	0	1	1	0	1	1	0	3	3	0	-	-	-
法科大学院	37	27	7	7	4	3	1	1	0	2	2	0	13	10	3
教職大学院	3	3	0	-	-	-	10	10	0	5	5	0	9	9	0
ファッション・ビジネス	-	-	-	-	-	-	2	2	0	-	-	-	-	-	-
ビューティービジネス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0
情報、創造技術、原子力	1	1	0	2	2	0	1	1	0	-	-	-	1	1	0
助産	1	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
環境・造園	1	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校教育	-	-	-	-	-	-	1	0	1	-	-	-	-	-	-
福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0
グローバルコミュニケーション	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0
デジタルコンテンツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0
計	70	60	7	25	20	5	29	27	2	13	13	0	30	27	3

※文部科学省調べ ※追評価を除く ※H25の法科大学院については3専攻が保留との評価を受けている。

■ 専門実践教育訓練給付金の概要

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

指定要件の一つとして「認証評価(機関別評価及び専門職大学院評価)において適合相当」がある。

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成33年度末までの暫定措置)

専門実践教育訓練の指定講座について

指定講座数:2,133講座(平成30年4月指定分含む)

* 累計新規指定講座数 2,765講座(平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数)

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程

講座数:1,180講座
例)看護師、介護福祉士等

②専修学校の職業実践専門課程

講座数:742講座
例)商業実務
 経理・簿記等

③専門職学位課程

講座数:77講座
例) MBA、MOT等

④大学等の職業実践力育成プログラム

講座数:94講座
例) 特別の課程(工学・工業)等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数:24講座
例)シスコ技術者認定CCNP、
 情報処理安全確保支援士等

⑥第四次産業革命スキル習得講座

講座数:16講座
例) クラウド・IoT等

■ 国外のビジネススクールに関する認証評価機関の概要

・ビジネススクールに関する主な国外の認証評価機関から認証を受けている我が国のビジネススクールはわずか数校である。

MBAにおける認知度の高い評価機関

名称 (正式名称)	AACSB (the Association to Advance Collegiate Schools of Business)	EFMD (the European Foundation for Management Development)	AMBA (the Association of MBAs)
本部所在地	米国、フロリダ州タンパ	ベルギー、ブリュッセル	英国、ロンドン
設立年	1916年	1972年	1967年
加盟団体数	100か国・地域、1,600超の教育 機関等	88か国900超の教育機関等	70か国以上240超のビジネス スクール
認証を取得した 学校数	816校(53の国・地域)	【EQUISの認証を受けた学校数】 176校(42か国) (EQUIS:EFMDが実施する、大学等の 組織・機関を対象とした認証) (この他、EPASがある)	240校超(70か国以上)
海外の主な 認証取得校	ハーバード大学(米国) ロンドンビジネススクール(英国) INSEAD(フランス) 上海交通大学(中国)	オックスフォード大学(英国) ロンドンビジネススクール(英国) INSEAD(フランス) 上海交通大学(中国)	オックスフォード大学(英国) ロンドンビジネススクール(英国) INSEAD(フランス) 上海交通大学(中国)
日本国内の 認証取得大学院	慶應義塾大学※ 名古屋商科大学※ 立命館アジア太平洋大学※ 国際大学※	【EQUIS】 慶應義塾大学※ 【EPAS】 明治大学	名古屋商科大学※

※専門職大学院ではない。

各評価機関のウェブサイトより文部科学省作成